様式５

〇〇市災害ケースマネジメントに係るケース会議設置要領

１　目的

　　災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に取組むにあたり、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うには、関係機関が連携して対応することが重要であり、被災者情報の共有や支援方針の検討等を、関係機関を交えて議論する場として「〇〇市災害ケースマネジメントに係るケース会議（以下「ケース会議」という。）」を設置する。

２　協議事項等

　　ケース会議では、以下の事項について協議する。

・被災者の情報共有

　　・支援方針の検討

　　・その他、災害ケースマネジメントの実施に必要な事項

３　構成機関

　　ケース会議は以下の構成機関の職員等で構成する。

・〇〇市（〇〇課、〇〇課・・・）

　　・〇〇市社会福祉協議会

　　・・・・・

　　・その他、被災者支援を行うにあたり、〇〇市が必要と判断する機関

４　役員

　（１）議長

ケース会議の議長は〇〇市〇〇課長又は〇〇課長が指名した者が務める。

　（２）事務局

　　　ケース会議の事務局は〇〇市〇〇課が務める

５　会議

　（１）招集

　　　〇〇市がケース会議の開催が必要と判断した場合、事務局から各構成機関へ出席

依頼する。

　（２）議決

　　　ケース会議で議決が必要な場合は、全会一致を基本とし、議論を尽くしても意見が分かれる場合は、災害ケースマネジメントの実施主体である〇〇市の責任において議決する。